

日 EU グリーン・アライアンス運用作業計画 – 更なる協力に向けて（仮訳）

1. イントロダクション

日 EU グリーン・アライアンスは、2021 年 5 月 27 日に開催された第 27 回日 EU 定期首脳協議において発足した。同首脳協議において両首脳は、気候変動、環境悪化、生物多様性の損失が、緊急で、断固とした、かつ協調的な世界規模の行動が求められる相互に関連した人類の存亡にかかわる脅威であることを認識した。日本政府及び欧州委員会（以下、双方とする。）は、気候中立で、強靱で、生物多様性に配慮した、資源循環で、資源効率的な経済に向けて前進し、パリ協定の実施を世界的に推進することを決意する。

日 EU グリーン・アライアンスに基づき、二者間協力は既に大きく進展している。気候に関しては、双方は 2050 年までの温室効果ガス排出実質ゼロという目標を共有し、この目標に沿って国が決定する貢献（NDCs）を更新した。双方はまた、国内及び国際的な適応策を推進するため、気候変動適応計画／気候変動適応戦略を策定した。効果的な気候行動及び政策立案のためには、利用可能な最良の科学が重要であることを認識し、双方の緩和及び適応の取組は科学的知見に基づいている。G7 及び G20 サミットにおけるコミットメントに沿って、双方は、2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロとすることに沿った緩和策を実施し、脱炭素化されたエネルギーシステムに向けた国内外のエネルギー移行を促進することを決意する。更に、世界的な気候行動を加速させるため、双方は COP26 及び COP27 の成果、並びに双方が署名した議長国のイニシアティブ及びプレッジ（グローバル・メタン・プレッジを含む。）を実施することを決意する。双方は、1.5℃の気温目標を射程に入れ続けることによることを含む野心的で具体的な成果の達成に貢献するために、議長国 UAE、他の締約国、及び関連のステークホルダーと共に、COP28 に向けて引き続き協力を進める。

2021 年、日 EU グリーン・アライアンスの発足に続き、双方は気候変動、グリーン移行、及びその他の環境問題に関する協力について、新たな段階へ移行した。双方は、気候中立で、生物多様性に配慮した、資源循環で、資源効率的な経済を構築し、グリーン成長を実現するため、2030 年に向けた決定的な 10 年間及び 2050 年に向けて更なる協力を模索する。日 EU 協力の進展と将来の展望は以下のとおりである。

2. 協力分野のフォローアップ

日 EU グリーン・アライアンスに基づく日 EU 間の協力は、様々な政策枠組みを通じて積極的に行われてきた。その中で、以下のテーマ分野と共同行動が、協力を強化する可能性のある分野として浮上している。

2.1 エネルギー・トランジション

- 双方は、日本の洋上風力発電市場における費用対効果、開放性、競争、企業間取引を支援するため、入札、標準化、認証などの具体的な事項に関する現在進行中の技術的作業、ワークショップ、セミナーを基礎とすることを含め、洋上風力発電に関する協力を継続・深化させる。
- 双方は、具体的に 1) 再生可能及び低炭素な水素の国際標準化・認証枠組の開発、2) 水素貿易・投資への障壁の出現の回避、3) 再生可能な水素の政策枠組（生産、インフラ、貯蔵、供給、利用）に焦点を当てた上で、水素に関する協力を継続・深化させる。この目的のため、双方は、日 EU エネルギー政策対話の一環として開催される一

連の日 EU 水素ワークショップを継続する。また、日 EU 経済連携協定 (EPA) の下での貿易及び持続可能な開発 (TSD) に関する専門委員会での議論の文脈では、水素の世界市場開拓の問題について政策立案者及び企業を結集する必要性も明らかになった。この議論は、2021 年にオンラインで会談したカーボンニュートラルに向けた日欧貿易産業会議のフォローアップとなる。2022 年 3 月 25 日の萩生田前大臣とシムソン委員との二者間会談で確認されたとおり、双方は水素に関する協力覚書 (MoC) について交渉し、2022 年 12 月 2 日に西村大臣とシムソン委員との間で署名された。本 MoC は、日 EU グリーン・アライアンスの下での重要な成果物である。双方はまた、低炭素及び再生可能な水素の誘導体の一つであるアンモニアに関する協力の可能性についても協議する。

- 双方は、電力システムと市場に大規模の再生可能エネルギーを統合できるようにするための混雑管理のアプローチに焦点を当て、電力市場規制に関する協力を継続していく。
- 双方は、パリ協定の目標に向けて取り組み、エネルギー安全保障を確保する観点から、ヒートポンプへの切り替えや高効率機器の導入の促進など、エネルギー節減と省エネルギーに関する協力を模索していく。
- 双方は、日本の専門家や利害関係者が参加するメタン緩和に関する専門家ワークショップや、グローバル・メタン・プレッジといった国際的イニシアティブや国際メタン排出観測所への積極的な参加を通じて、メタン排出に関する共同作業を継続する。
- エネルギーと気候の移行期における天然ガスの果たす役割を認識し、双方は、安全で安価なガス供給の支援のために、LNG 国際市場の機能強化に向けた協力を継続する。2050 年までの温室効果ガス排出量ゼロ達成という双方の共通の野心を念頭に、この協力の中で、カーボンロックインと座礁資産の回避、及び脱炭素ガスと再生可能ガスの役割の増大に取り組む。
- 双方は、COP26 及び COP27 でコミットした低排出エネルギーシステムへの移行に向けた技術の開発、展開、普及、政策の採用を加速させるため、また、多国間イニシアティブやフォーラム、特に G7 や G20 の下での既存のコミットメントや進行中の作業との関連においても、協力を深める。

2-2. 環境保護

- 双方は、循環経済及び資源効率性に関するグローバル・アライアンス (GACERE)、G7 資源効率性アライアンス、G20 資源効率性対話などの多国間レベル及び二国間レベルにおいて、資源効率性及び循環経済の分野で緊密に協力してきた。G7 資源効率性アライアンスでは、双方が協力して、2023 年の G7 会合までに「循環経済及び資源効率性原則: CEREP」を策定していく。双方は、2021 年 7 月にイタリア・ナポリで開催された G20 環境大臣会合に提出された「G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組に基づく第 3 次 G20 海洋プラスチックごみ対策報告書」に貢献した。さらに、先般、双方は、プラスチックの再考プログラムを終了し、TSD 専門委員会内で建設的な方法で意見交換を行い、より強力な協力への共通の関心を強調した。双方は、多国間フォーラムにおいて、UNEA、GACERE、G7 資源効率性アライアンス及び G20 資源効率性対話の文脈における協力を引き続き強化する。GACERE では、双方はそれぞれ 2021 年 9 月及び 2022 年 3 月にハイレベル会合を開催したが、世界的な循環経済への移行を加速するために引き続き協力する。双方は、循環経済への移行のための重要な要素と分野に関する協力を深める。政策調整と、日本の循環経済ネットワーク (市民社会、産業、地方自治体) を

含む双方間の関係構築が鍵となる。双方は、そのような議論において、可能な範囲で、全ての関連する政策部門を関与させる。

- 双方は、G20 海洋プラスチックごみ対策実施枠組及び大阪ブルー・オーシャン・ビジョンの文脈において、良好な協力の実績を有している。2020 年 9 月の海洋ごみ・プラスチック汚染に関する閣僚会議で発表された閣僚声明の双方の署名は、国内レベルだけでなく多国間レベルでもプラスチック汚染に対して行動するという双方の野心を確認した。これを踏まえ、双方は、UNEA5.2 における決議「プラスチック汚染を終わらせる：法的拘束力のある国際文書に向けて」の採択を歓迎し、政府間交渉委員会において交渉を行う中で、引き続き意見交換や情報交換を行うことで一致した。プラスチック製品とバイオベース及び生分解性プラスチックの循環型設計に関する協力の強化も望ましい。海洋環境を含むプラスチック汚染に関する効果的な法的拘束力のある国際文書を策定するため、双方は、可能な限り多くの主要なプラスチック消費国及び排出国の幅広い参加を確保するために、互いに緊密に協力する。双方は、ライフサイクル・アプローチの採用や途上国支援等の課題について調整及び協力することにより、政府間交渉のプロセスに積極的に関与していく。
- 双方は、自然と人々のための高い野心連合に参加し、首脳による自然への誓約を支持し、現在の負の傾向を反転させるという共通のコミットメントを示した。CBD COP15 の準備は、より高いレベルの協力の機会であった。多国間レベルでは、双方は、資源動員とアクセスと利益配分／デジタル配列情報だけでなく、ビジネスや生物多様性、又は気候変動の緩和と適応のための自然を活用した解決策などの課題に関する交流を深めることを含め、野心的な昆明・モントリオール生物多様性枠組を実現するために、第三国との意見を調整し、共同で促進し続ける。二国間レベルでは、双方が生物多様性目標、特に国内での 30by30 目標の実施を向上させるために、協力を強化すべきである。
- 双方は、持続可能な開発目標 15.2¹に沿って、違法伐採対策、森林減少の阻止と回復、及び関連貿易²を目指すそれぞれの政策について、直近の TSD 専門委員会及び TBT 専門委員会を含め、過去数年にわたり緊密な対話を維持してきた。双方はまた、国際熱帯木材機関（ITTO）、森林・農業・コモディティ貿易（FACT）対話を含むが、これらに限定されない様々な森林関連の多国間プロセスに引き続き関与し、森林・土地利用に関するグラスゴー・リーダーズ宣言を支持した。この問題に関する日 EU 対話は、持続不可能な生産と消費に対処するため、グリーン・アライアンスの下で今こそ拡大されるべきである。具体的には、双方は、2 つの主要な消費者として、関連する持続可能な開発目標を達成するため、農林産物の持続可能なサプライチェーンに向けた協力を拡大すべきである。双方は、適切であれば、2022 年 5 月の G7 気候・エネルギー・環境大臣会合コミュニケに沿って関連政策を策定する。

2-3. ビジネスと貿易における協力

- 二者間協力では、日本における洋上風力発電の導入に焦点を当てており、主に入札ガイドラインや標準化・適合性評価に取り組んできた。入札手続きやガイドライン、洋上風力発電における基準、標準化、適合性評価機関の認定などに重点を置いている。

¹ 2020 年までに、あらゆる種類の森林の持続可能な経営の実施を促進し、森林減少を阻止し、劣化した森林を回復し、世界全体で新規植林及び再植林を大幅に増加させる。

² 日本のクリーンウッド法の経験、熱帯木材生産国への支援及び APEC への介入は、先進的な交流のための良い基盤を提供する。同様に、EU の木材規制、生産国への支援、及び森林伐採や森林劣化に関連する製品の EU 市場への流通を最小限に抑えることを目的とした最近の EU 立法案に関する EU の経験は、共同の野心の設定に向けた進展に重要な示唆を与えている。

- TSD 専門委員会における協力は、日 EU グリーン・アライアンスにおける優先事項のうち貿易の側面に関する成果に貢献する役割を果たす。
- あり得べし成果物には、水素市場の発展のための標準や認証についての進行中の作業や、各サプライチェーンの統合を促進するための製品パッケージの循環性要件についての潜在的な作業が含まれる。
- EPA の下での市民社会との共同対話における市民社会との強固な連携は、市民社会からの参加者が、彼らの生み出すことのできる付加価値を、日 EU グリーン・アライアンスの実施のために提供することを可能にする。
- 2021 年 12 月、多くの WTO メンバーと共に、WTO において、貿易と環境の持続可能性、及びプラスチック汚染と持続可能なプラスチック貿易に係る複数国間による共同声明を発出した。これらの声明の実施に向けた作業は、日 EU 両者によって同様の優先事項を特定しつつジュネーブにて進行中である。
- 日 EU 産業政策対話（経済産業省と成長総局）は、日 EU グリーン・アライアンス及びグリーン成長全般について議論する重要な政策対話である。日 EU グリーン・アライアンスの下で、共通の関心分野である水素、バッテリー、モビリティ、電気自動車、持続可能な製品イニシアティブ、循環経済などについては、政策対話及び関連ワーキンググループで議論されてきた。産業政策対話の下にある作業部会のひとつとして、気候変動及び環境関連を議論するための会合を 2022 年 5 月末に開催した。気候変動と循環経済に関する政策、プラスチック問題、素材産業のエコデザイン戦略などが議題となった。
- 日欧産業協力センターは、産業界をはじめとする日欧の関係者が一堂に会する一連の SPIPA（パリ協定実施のための戦略的パートナーシップ）イベントを通じて、上記にて言及したトピックの議論に同様に貢献しており、日 EU グリーン・アライアンスを実地において、また、経済界において進めるための重要なパートナーであり続ける。
- 日欧の企業代表者が一堂に会する日 EU ビジネス・ラウンドテーブルの前回会合においても、日 EU グリーン・アライアンスを議題として取り上げ、ビジネスと産業界の視点を提供した。
- 双方は、国連食料システムサミット（UNFSS）のプレサミットに際してローマで行われた、ヤヌシュ・ヴォイチェコフスキ農業・農村開発担当欧州委員と野上浩太郎農林水産大臣との会談において、共同声明「持続可能な農業・食料システムへの移行のためのイノベーションに関する日 EU 間協力の強化」を決定した。
- 2022 年 10 月 5 日に東京でセミナーが開催され、それぞれの戦略（EU の Farm to Fork 戦略及び日本のみどりの食料システム戦略）への理解を深めるとともに、このような取り組みへの更なる協力を検討することを目的として、日 EU 双方がそれぞれの戦略について説明を実施した。

その後、EPA の下での専門委員会において、双方は持続可能な食料システムに関する協力強化の重要性を共有したところ、EU 側から、活動に関するいくつかの提案を送ることとなった。

2-4. 研究開発

- 日 EU グリーン・アライアンスでのコミットメントに基づき、科学技術振興機構は

Horizon 2020 の公募「低炭素で気候変動にレジリエントな未来の形成：安全・クリーン・効率的なエネルギー」における募集分野「高度バイオ燃料と代替再生可能燃料に関する研究とイノベーションに向けた日本との国際協力」に参加し、日本の大学及び研究機関が参加する3つの研究プロジェクトの採択に至った。それぞれ、1) CO₂ と再生可能エネルギーを用いた航空燃料の開発（日本での研究プロジェクト名「空气中炭素の循環利用による航空用燃料合成」）、2) CO₂ 水素化を最適化したメタノール合成（日本研究プロジェクト名「革新的水素化技術を基盤にした二酸化炭素と再生可能水素からのグリーンメタノール合成」）、3) 再生可能エネルギーの貯蔵、輸送、利用のための代替燃料としての CO₂ フリーのアンモニア合成プロセスの開発（日本研究プロジェクト名「代替再生可能燃料としてのアンモニアの新合成ルートと新触媒」）をテーマとする。これらのプロジェクトは現在も支援中であり、積極的な共同研究に取り組んでいる。

- 日 EU 気候変動研究に関するワークショップは、気候変動分野における日本と EU の研究コミュニティ間の科学的対話の強化と相互信頼を促進するための独自の方法である。同ワークショップは、欧州委員会研究総局と文部科学省の共催である。第 8 回ワークショップは 2020 年 2 月にブリュッセルで開催された³。2021 年 11 月 30 日にオンラインで開催された第 6 回日 EU 科学技術協力合同委員会で再確認されたように、双方は、特に気候モデルの評価関連や IPCC の枠組みにおける専門家間の協力を推奨した。次のワークショップは、UNFCCC COP27 以降に日本で開催することを予定している。
- 双方は、Mission Innovation 2.0 (MI2.0) の下で新たに始動した「クリーン水素ミッション」における協力を模索する。欧州燃料電池水素共同実施機構及び欧州委員会の支援を受ける中、クリーン水素ミッションの構成要素について、現在議論が進められている。同様に、土壌研究に関する EU ミッションなど、他の MI の下での協力は日本と EU の間で共有される優先的課題の解決に向け具体的な進展がなされていることを示すものである。
- 双方は、日本の地域脱炭素ロードマップに含まれる、2030 年度までに少なくとも 100 か所の脱炭素先行地域を創出するという日本の計画と、EU の「気候中立都市 100 ミッション」との間の経験を共有するための相乗効果と共通の目標を探索する。
- また、国際バイオエコノミーフォーラムへの日本の正式加盟も歓迎され、日 EU グリーン・アライアンスの目的を反映していると考えられる。
- 全体として、双方は、相互の関心分野及びグリーン・アライアンスの目的の基礎となる、研究とイノベーションに関する協力を前向きに検討する。

2-5. 持続可能な金融

- 持続可能な金融の枠組み間の比較可能性と相互運用性を向上させ、究極的には持続可能なプロジェクトへの投資の流れを拡大することを目的とした、サステナブル・ファイナンスに関する国際的な連携・協調を図るプラットフォーム (IPSF) における共同作業は、引き続き優先的事項である。積極的な協力の例として、IPSF は ESG 情報開示に関する報告書を (日 EU 共同議長の下で) 作成し、COP26 で公表した。この報告書は、「より一貫性のある持続可能性関連の開示に向けて前進する」というグリーン・アラ

³ 気候変動予測・予測のための気候・地球システムモデリング（及びそれらの気象サービス部門とより広い社会との関連性）、大規模アンサンブルに基づく気候変動と異常気象の検出と原因特定、地球観測、気候変動影響、気象サービス、災害リスク軽減戦略に焦点を当てる。

イアンスのコミットメントを実現している。

- 2022 年以降、双方は、トランジション・ファイナンスに関する IPSF の作業の共同議長を務めている。トランジション・ファイナンスは、グリーン・アライアンスにおいて特定されたもう一つの優先課題であり、また、途上国におけるトランジションをどう支援するかに係る議論にも一部貢献し得る。
- 両作業(開示、トランジション・ファイナンス)は、G20 のような他の国際的なフォーラムにおいても議論されているテーマであり、特に、G20 サステナブルファイナンス・ロードマップの採択(2021 年末)及び実施の文脈において議論されている。双方は、サステナブル・ファイナンス作業部会において積極的な G20 メンバー及び貢献者であるとともに、持続可能な金融のトピック(例えば、金融安定理事会 (FSB) においては開示及び気候関連金融リスク、G7 においては国際サステナビリティ基準審議会設立のフォローアップ)が議論されている FSB や G7 のメンバーでもある。双方は、これらのフォーラムにおいて引き続き緊密に協力していく。
- 定期的な日 EU 合同金融規制フォーラムは、二者間のエンゲージメントという文脈で、持続可能な金融を引き続き重要なものとして取り扱う主要な場であり続ける。

2-6. 第三国への移行支援

- パートナー国での政策対話は、相互補完性及び政策相乗効果をより確実にするための機会を提供しうる。パートナー国での協力に対するそれぞれのアプローチ(例えば、それぞれの資金調達メカニズム、現地の EU 代表部/大使館の役割など)をよく理解するために、双方の間で技術レベル会合が過去に開催された。
- 特に、日本が歓迎している「EU によるインド太平洋における協力のための戦略に関する文書共同コミュニケーション」において重要な役割を果たし、日本にとって「自由で開かれたインド太平洋」における中心のかつ長年のパートナー地域である東南アジアにおいて、協力及びエンゲージメントの機会が模索されている。この点に関して、EU(国際パートナーシップ総局が主導)及び域内の代表団によって、インド太平洋戦略及びグローバル・ゲートウェイ戦略双方の目標を支える相乗効果の特定を目指し、マッピングが実施されている。
- EIB、EBRD と日本のカウンターパート(国際協力機構、国際協力銀行、日本貿易保険)との間で締結された、日 EU グリーン・アライアンスの優先分野を支援する覚書の枠組みにおいて、追加のチーム・ヨーロッパによる日本との取組が模索される可能性がある。
- 日 EU グリーン・アライアンスはまた、インド太平洋地域における公正なエネルギー移行パートナーシップのような、潜在的な三角協力の初期段階を検証するための重要なプラットフォームとなりうる。
- 第三国におけるクリーンエネルギー移行を加速するための具体的な行動の一例として、アフリカにおけるオフグリッドとミニグリッドに焦点を当てた再生可能エネルギーの強化に関する日 EU 共同イベントが検討されている。

2-7. 気候行動のグローバルな整合性と安定性

- 双方は、気温上昇を工業化以前より摂氏 1.5℃高い水準までのものに制限するための努力に合致する NDC を提出又は更新していない全ての国、特に主要新興経済国に対し、可及的速やかにかつパリ協定第 5 回締約国会合に先立って提出又は更新するよう奨励するため、協力を継続する。

- 双方は、パリ協定第 6 条に沿った「十全性（質）の高い炭素市場」を実施する締約国及び関連のステークホルダーに対する能力構築支援を促進するために協力し、途上国及び新興国によるパリ協定第 6 条の活用が、それら各国内の緩和戦略を支持し、パリ協定の長期目標に沿って、全体的として強化された緩和野心を促進することを確保する。
- 双方は、国際的な気候変動に対する野心を高めつつ、カーボンリーケージのリスクに対処することの重要性を認識する。双方は、炭素市場や非市場的措置を含む様々な手段を通じて、カーボンリーケージを削減するために協力することを目指す。また、EU は、引き続き、二者間及び多国間の場において、EU の炭素国境調整措置及びその法制化について説明し、議論する準備がある。

2.8. その他の協力分野

2030 年及び 2050 年の高められた野心に向けた気候戦略とモデル化

- 継続する排出量の測定と報告、将来の政策のモデル化、及び長期的変革の成功例のより良い理解に関する相互学習を促進する気候戦略についての二者間連携は、特に日本と EU それぞれの強化された 2030 年目標と 2050 年の実質ゼロ目標に関する進行中の取組の文脈において、協力のための実り多き重要な手段となりうる。2019 年には、専門家対話に、モデル化に関与する双方の専門家コミュニティが会した。例えば、方法論的問題に焦点を当てたワークショップ、低炭素開発とイノベーションに関連する課題と機会に関する対話、及び／又は特定のセクター（エネルギー、技術、運輸）又はステークホルダーのグループ（産業、都市、地域）に焦点を当てた公開イベントなど、さらなる専門家ワークショップが有用であろう。

地方／都市レベルでの脱炭素化

- 日本における首長誓約の実施と、EU SPIPA プログラム⁴の支援を受けて組織された日 EU の活動は、この種の活動行動の明確な可能性を示した。行動へのコミットメントと進捗状況の監視と報告に対する首長誓約の視点は、これまでに行われた作業に基づく共同セミナー、ワークショップ、及び政策協議を通じて、都市レベルでのコミットメントを支援するための共同行動によって有効的に強化され得る。

市民社会、市民の行動及びエンパワーメント

- 欧州気候協定は、あらゆる立場の市民がつながり、大小を問わず、気候に関する解決策を共同で策定し実施するための場を提供するものである。協定は、企業、自治体、投資家、個人、及びその他のステークホルダーによるプレッジを通じて、認識を広げ、取組を支援することに重点を置いている。EU は気候協定を、市民及びステークホルダーとのいかに連携し、「自分たちの環境」で行動を起こすよう全ての人をいかに触発し、気候に関する解決策をいかにして共同で策定するかに関するモデルと考えている。もし関心があれば、EU は、EU 気候協定に関する経験を共有し、効果的で成功

⁴ 「2021 年 10 月に開催された都市、地域、クラスター：ゼロ・カーボンへの道」及び「地域気候変動対策及び神奈川脱炭素ビジョン 2050 の実践を共有する-地域の関係者による具体的な行動を喚起する-」をテーマとした日 EU 会合が、EU の SPIPA と日欧産業協力センターを通じて、2022 年 1 月 26 日に神奈川で開催された。

であることが証明された解決策や連携のモデルを公開することが可能である。

- EU の具体的な行動の多くは、石炭の段階的廃止という文脈における「公正な移行」に焦点を当てたものであったが、「公正な移行」のより広範な理解に基づき、(1) 操業停止を意味するセクターにおける「公正な移行」⁵、(2) 社会全体における「公正な移行」⁶を視野に入れた更なる行動が、重要な議論の一部となるであろう。2021 年 10 月に国連に提出された、日本のパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略では、「脱炭素社会へ向かう際の労働移行を円滑かつ遅滞なく進めるため、国、地方公共団体及び企業や金融機関が一体となって、各地域における労働者の職業訓練、企業の業態転換や多角化の支援、新規企業の誘致、労働者の再就職支援等を推進していく」とされている。これは、この新しくも重要な分野を共同で検討し、日 EU グリーン・アライアンスの実施との関連で検討するための良い基盤となる。

3. 今後の取組

- 双方は、追加的な組織を設けることなく、本文書で特定された優先分野のフォローアップを長期的に継続することを決定した。そのため、双方は、優先事項が日 EU グリーン・アライアンスにおける協力から取り残されることのないよう、またこれらの対話の正式な文脈において、具体的な成果物の記録を行うため、関連する全ての既存の二者間対話に、日 EU グリーン・アライアンスの協力と実施に関する議題を盛り込む。加えて、双方は適切な場合には、既存の対話の文脈における日 EU グリーン・アライアンスの実施からのフィードバックを年 1 回の SPA 及び EPA 合同委員会において取り上げることを検討する。
- 持続可能な排出実質ゼロ経済への移行を推進するためには、政府全体によるアプローチが求められること、及びこれらの取組には、幅広い省庁が関係することに留意し、双方は、省庁横断的な事項と全体的な成果を検討するため、アドホックな関係省庁会議を 2023 年に開催することを目指す。
- EU は、日 EU グリーン・アライアンスを実施するための具体的な予算を設けることを検討している。この予算により、EU は、日 EU 間の緊密な協力の下、政策立案者レベルだけでなく現場でも有意義な行動を確保するための、実践的なツールを構築することで、日 EU グリーン・アライアンスに基づく日 EU 協力を促進したいと考えている。EU は 2023 年に、このようなプログラム及び資金調達の運用を開始し、特に既存の資金又はプログラムでは恩恵を受けられないテーマ別の活動を支援することを目指している。先般 EU は、日 EU グリーン・アライアンスの範囲に含まれ、日 EU グリーン・アライアンスの優先事項に沿った活動（洋上風力、水素、持続可能な金融、貿易／気候ネクサス、地方／都市レベルでの脱炭素化に関する技術的作業）を支援する、パリ協定の実施のための戦略的パートナーシップ（SPIPA）のためのプログラムを実施した。SPIPA に続き、2022 年 2 月に EU が資金を提供する新しいプロジェクトである EU 気候対話（EUCDs）が開始され、2023 年 1 月にこのプロジェクトの最初のイベント（脱炭素化を進めている EU における地方自治体（気候中立・スマートシティ）と日本における地方自治体（地域脱炭素化ロードマップ）による気候行動に関する日 EU100 都市対話）が開催された。日本は、EU の取組に感謝するとともに、日 EU グリーン・アラ

⁵ 工程が脱炭素化される間に雇用が守られるよう、技術革新、社会対話、労働力のスキルアップへの支援を強化することを必要とする。

⁶ 移行を通じて市民、特に最も脆弱なグループ及び／又は世帯（例えばエネルギー又は燃料の不足のリスクにさらされている人々）への支援とエンパワーメントを目的とした重点措置を必要とする。

イアンスに基づく日 EU 協力を推進するため、EU と緊密に連携していく。